

令和5年度 第1回

「松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会議事録」

松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会事務局

# 令和5年度

## 第1回松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

### 次 第

日時 令和5年7月24日（月）  
午後1時30分から  
場所 松本市役所 大会議室  
（本庁舎3階）

#### 1 開会

#### 2 あいさつ

#### 3 会議事項

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| (1) 令和4年度事業実績    | 資料1、別冊1、別冊2、別冊3   |
| (2) 松本市の状況について   | 資料2-1、2-2、2-3、2-4 |
| (3) 令和5年度事業計画（案） | 資料3               |

#### 4 報告事項

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

資料4-1、4-2、4-3

#### 5 意見交換

#### 6 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分、開会を宣言した。(委員21人のうち19名の参加があり、協議会設置要綱第5条第2項に基づき、会議は成立した)

事務局 選出団体内の異動等で新たに委員となった7名に対し、協議会設置要綱第3条に基づき、委嘱状を机上に交付したことを説明した。

(2 あいさつ)

議長 協議会設置要綱第5条に基づき会長が議長となり、あいさつをした。

本日はお忙しい中、令和5年度第1回松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会にご参加いただきありがとうございます。

最近では幼児の虐待のニュースをよく耳にするところではございますが、高齢者・障がい者の虐待も課題があり、忘れてはならないと思っております。

私の働いている施設では、セーフティネットの中のセーフティネットになる、ということを考え対応しております。高齢者の虐待の保護をさせていただいていますが、当施設で関わらせていただいている方はごく少数ではないかと思っております。

本日もこの後、虐待による相談や保護件数の報告があるかと思えます。虐待を防ぐことや早期発見をどのように行っていければよいのか、私たちができることは何かを考えていきたいところです。本日の会議は、皆様のご意見をお聞かせいただきながら行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

(3 会議事項)

議長 会議事項(1)令和4年度事業実績、(2)松本市の状況についての説明を求めた。

事務局 資料1、別冊1、別冊2、別冊3に基づき、令和4年度事業実績について説明、報告した。

事務局 資料2-1、2-2に基づき、松本市の状況(高齢者)について説明した。

事務局 資料2-3、2-4に基づき、松本市の状況(障がい者)について説明した。

議長 意見、質問等がないことを確認し、引き続き、会議事項(3)令和5年度事業計画の説明を求めた。

事務局 資料3に基づき、令和5年度事業計画について説明した。

議長 意見、質問等がないことを確認し、委員から承認を得た。

#### (4 報告事項)

- 議長 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について説明を求めた。
- 事務局 資料4-1、4-2、4-3に基づき、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について説明した。
- 議長 意見、質問等がないことを確認し、意見交換の実施を促した。

#### (5 意見交換)

- 委員 立場としては、虐待の早期発見・報告というのが主な仕事になります。外来で付き合いのある患者さんや家族は家族背景がわかっているので、疑われるようなことがあれば早期対応ができますが、初診の患者さんですと、家庭的な背景はどうかということまで目を向けていかなくはいけないと思うことが日々あります。よく話を聞き、地域包括支援センター等へつなげて、必要なサービスを受けられるように手配していくということが、虐待を防止するという意味では役立っているのかと思っています。
- 人によって様々な取り組み方があるとは思いますが、実際に介護に結び付けるというコンセンサスを広く持てるように、所属団体の中で啓発活動を進めていきたいと思っております。
- 委員 日々外来診療や訪問診療をやっている中で、虐待の兆候や様子をなかなか伺えないというのが現状です。どうしても私たちの仕事は口の中を見ることが主なので、なかなかそういうところを把握することは難しいところですが、なるべく患者さんやご家族の様子をうまく把握して早期発見に努められればと考えております。
- 委員 近年、患者さんのお宅にお伺いしてお薬を届けさせていただいたり、管理させていただくというケースが増えてきていますが、虐待やそういったことが疑われるケースが発見できることが多いのは訪問時になると思います。外来でお話していてもよくわからないのですが、ご自宅に何うと痕跡があることがあります。また、今回の協議会とはお話が違うのかもしれませんが、一人暮らしの方でもセルフネグレクト状態で、ごみ屋敷状態になっていたり、自分で自分をいたわれなくなってきたような方も増えてきているというのは日々感じております。薬局も昔と違い訪問することが増えてきていますので、そういった中で、早期から虐待の芽を発見して摘んでいくという活動に注力するように心がけています。
- 委員 保健所のほうでは、自分で金銭管理ができない方が措置入院した際に、金銭搾取されているのではないかと心配したケースがありました。その方は確認したところ搾取ではなさそうだという話になったのですが、そういったこともあるので、家庭訪問やその方にしっかり関わる機会には、虐待という目も忘れないようにしながら関わっていかなければいけないと思いました。

委員

社会福祉の場面で虐待の事案に接することが多いですが、その中で感じていることのひとつ目が、まだ通報をするということに対する垣根が高かったり、心理的な抵抗が多いということです。こういったことをもっと滑らかにすることが課題だと思います。二つ目に、通報に対して市のほうで虐待の認定をしていただいています。認定の場に法律の専門家や医療の専門家、あるいは心理的虐待であれば心理士のような専門家が虐待に対して評価・判断するチームを作ってください、しかるべき専門的な知見を寄せて判断するというシステムにしてもらうほうが良いと思っています。三つ目に、分離をした際の受け入れ機関が少ないということが課題だと思っています。施設の中で空床のベッドを空けておくことや、医療機関において手当をするなど、何らかの政策を作っていくことができないか考えていけたらと思います。

前回の協議会で経済的な搾取のために入院費を支払うことができない場合に、医療費や日用品の助成の方法ができないかという提案をさせていただきましたが、こうしたことを一つずつ解決できるよう、みなさんで知恵を合わせていけたらと思っています。

委員

日々の業務の中で感じたこととして、セルフネグレクト状態にある高齢者の方で、家族や医療関係者が施設入所の説得をし、見学までしましたが、やはりご本人がどうしても一人で暮らしたいということで施設入所に至らなかったケースがありました。こちらが安全な生活を提案しても、ご本人が望んでいなければ心理的虐待に当たってしまうため、対応の難しさを感じています。今後このようなケースが増えてくると思われますが、緊急連絡先が遠方だと入居を断られる場面もあるため、その際の対応の必要性も感じています。また、セルフネグレクト状態にある高齢者をそのままにしてしまうと孤立死に至るリスクもあるため、関係機関や地域の見守り等の連携作りが課題であると感じています。

委員

虐待に対しては所属先で年2回ほど早期発見・早期対応といったところでチェックを行っておりますが、なかなか効果が出てこないのが現状です。例えば、親しみのあまり利用者さんを愛称で呼ぶなど、虐待につながるリスクがあり研修会等も開催していますが、職員の中で認識がされていないと感じています。それ以外にもどういったものが虐待にあたるのかということについて、職員の中で意識をもって対応していくことが必要だと感じています。

委員

来年6月から高齢者虐待防止に関する委員会を作るため現在準備を進めているところです。障害者虐待に関しては先行して行っていますが、緊急時の対応、医療連携、利用者に対する個別支援計画の作成が課題になっています。虐待については、高齢者虐待と障害者虐待で若干違う部分はありますが、今後研修会等も行っていければと思っています。

委員

65歳以上の一人暮らしの方の家は、必ず1回は訪問して雑談をしながら状況把握などをしており、虐待等本人からのお話があれば相談に乗ったり、

行政とのつなぎ役として連携をして対応しております。また、老老世帯で介護をしている方については、介護内容等であれば相談に乗ったり、虐待の疑いがあれば地域包括支援センターに連絡して話し合っております。地域包括支援センターあるいはケアマネジャー、保健師さん等と連携を取りながら、特に高齢者の場合には介護施設を紹介したり、介護の不安、安全確保などに対して情報共有などを行うことで行政と協力しながら対応しております。

障害者虐待に対しては、障がいのある家族が自宅にいるという情報等があった場合に、訪問して何か変化があるか話したり、相談を受けて危険な状況に置かれていないかどうか確認をして、関連機関へ報告をしております。

委員

虐待については、子どもたちが私たちに何か伝えてくれればいいのですが、それがなかなか難しい状況です。そのため、子どもたちが登校したときに子どもの様子等を確認しています。その確認でいつもと違うようなことがあれば保健室へ行って話を聞いたり、様子を見ています。もしいつもと違うことが顕著であれば保護者の方へ連絡をしていますが、内容によっては、それ以上は踏み込むことが難しいことがあります。衣服の乱れなども保護者の方には伝えづらく、清潔にすることの重要性は伝えていますが、なかなか難しいというのが現状です。ただ子どもたちが本当につらいと感じている場合にはしっかりと通報していきたいと思っております。

委員

障がい関係の事業所の方のバックアップを主にやらせていただいておりますが、今年の春以降の案件で、施設管理者の方とお話をさせていただいたり、施設の中の様子を見させていただくことができました。他圏域で、施設の管理者が利用者を誘い出したという案件がありましたが、所属先の職員で話をした際に、周囲とのつながりが少ない事業所でそういったことが起きやすい、自分の施設だけ見ていると虐待とは何かわかりにくくなってしまふ、指摘されることがないという話が出ました。事業所の連絡会で顔をつないだり、地域の方たちと事業所をつなぐことで虐待を防いでいくことができればと思えました。

また、障がいの関係で家庭訪問をさせていただいた時に、そこにいらっしゃる高齢の方も困っているといったようなことがありました。お互いがそういった方を発見したときに双方で連絡を取り合いながら解決できていくような地域になっていければいいと思っております。

委員

障がい者からの様々な相談を受けています。今後もしもご相談いただく中で懸念される事項がございましたら、関係機関を紹介したり、本日伺った相談窓口へお繋ぎするなど、引き続き情報共有を行い、然るべき対応をしてまいりたいと思っております。

委員

弁護士会は、地域包括支援センターに寄せられる法律知識が必要な相談に対して、担当者が電話や面談等で連携して対応しております。また必要に応じて会議に出席し、必要な法的助言をするような形で連携を図りながら高齢

者・障害者虐待の防止に向けて対応しています。

委員

日頃の相談において高齢者や障がい者の虐待となるような案件がないかを注視しているところです。昨年度は所属団体から通報した案件はありませんでしたが、一方で、本当に様々な内容の相談がある中で、虐待などの情報が埋もれてしまわないようにこれからも留意していこうと思います。

また虐待とはいかないうちであったとしても、皆様と状況・情報共有をさせていただいて未然に防ぐことができればと思いますので、今後もしよろしくお願ひいたします。

委員

これまで高齢者障害者人権部会というものがございませんでしたが、高齢者障がい者の関係に特化した対応を進めていかななくてはいけないということで、6月より発足しました。様々なところで皆様からご指導いただきながら対応してまいりたいと思います。

私どもには様々な相談が寄せられます。それに対応できるようにぜひ皆様とつながって対応を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員

虐待を認知した場合、本来犯罪性があれば緊急対応をするのが筋ですが、虐待というのは証拠がないこともあり、高齢者や障害者虐待になると犯罪事実が特定できないのも実情であります。ただ、やはり速やかに分離保護をして生命または身体の危険を排除することを考えておりますので、虐待を認知した場合には通報させていただいております。様々な相談を受けておりますので、一緒にできることがあれば一緒に対応したいと考えております。

また先日もありましたが、高齢者虐待防止法第12条に基づき、実際に行政の方と立ち入り調査を行い、虐待防止につなげたことがありました。警察と行政だけではなくこのような素晴らしい組織もありますので、今後とも虐待防止に向けて協力し合えればと考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員

救急の現場で観察を行って身体を見るときがありますが、救急隊には子どもの場合は虐待ということがあるため、痣などがあつたら病院に申し送りをするように伝えていますが、高齢者や障がい者に対してはあまりそういった認識がないと思います。そういった認識が甘かつたというイメージがありますので、今後会議等がありましたら高齢者虐待・障害者虐待の場合があることを伝えていきたいと思ひます。

委員

虐待が起こつた時にきちんと対応していくということも必要ですが、それ以前に虐待が起こらないように、例えば障がい者を支援している人を支えるようなシステムというものも本当は必要なのではと思ひます。こういったネットワークや人と人とのつながりというのは、引き続き大事にしていかななくてはいけないということを感じました。

事務局

委員の皆様の中からいただいた意見の中で、情報共有させていただきたいところがございますので、ご紹介させていただきたいと思います。

専門家で評価をするチームのようなシステムというお話がございましたが、専門職だけのチームというシステムまではまだ考えておりませんが、現状のコアメンバー会議等に弁護士の先生や医療関係の方々に出席いただいております。今のシステムを厚くしていく形で職員間の連携等を図っている現状がございますので、ご紹介させていただきました。また、通報いただいた際の人手不足等のご心配もいただきましたが、高齢福祉課、障がい福祉課ともに通報があった案件については必ずすぐ動くということで対応しております。動くことといたしましても、関係者との情報共有や内部での検討を重ねていく中で計画を立てて動いている現状がございますので、ご理解をいただければと思います。

経済的搾取を受けている方の入院については、現状といたしましては短期的な日用品などについては、現場の皆様のお力をお借りしながら対応していただいているところですが、長期的には入院費や生活費も交えまして、経済的な部分について成年後見制度などにつなげながら、一時的にご負担いただいているものをお返しできるような検討しておりますので、課題も多いですが経済的虐待について対応しているものがございます。

先ほど、1件の中から様々な問題が見えてくるケースがあるというお話もいただきましたが、様々な問題や関係者が重なり合っているような問題が増えてきている中で、松本市は今年度から重層的支援体制整備事業ということで、担当部署の者たちがリードを取りながら、課題について関係者間で連携して関わっていくというシステムを作り始めています。

どれも課題を抱えながらにはなりますが動き出しておりますので、ネットワークの中の皆様のご協力やお知恵をいただきながら、取り組めていければと思ひまして情報提供としてご説明させていただきました。

議長

ご意見をいただきありがとうございます。たくさんのご意見をいただく中で、やはり必要な関係機関との連携、情報の共有ということが本当に大切なのだと改めて感じさせていただきました。本日出されました意見については、本協議会で引き続き扱ってまいります。

議長

他に意見等がないことを確認し、議事を終了した。

(6 閉会)

事務局

閉会を宣言し、午後2時50分散会した。